

## 第140号議案

### 参考人等に対する費用弁償等支給条例の一部を改正する条例

参考人等に対する費用弁償等支給条例（昭和32年島根県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

第1条 この条例は、参考人等に対し支給する費用弁償等の額及びその支給方法を定めることを目的とする。

第2条第1項中「前条各号に掲げる者」を「県の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳、講師等として旅行した者（職員の旅費に関する条例（昭和27年島根県条例第11号）第3条第4項の規定により旅費の支給を受ける者を除く。）」に改める。

第3条第1項中「第1条第7号に掲げる」を「土地収用法（昭和26年法律第219号）第15条の12において準用する仲裁法（平成15年法律第138号）の規定により出頭した」に改め、同条第2項中「第1条第9号に掲げる者」を「土地収用法第65条第1項第2号の規定により収用委員会の求めにより出頭した鑑定人」に改める。

第4条中「第1条第12号に掲げる」を「公害紛争処理法施行令（昭和45年政令第253号）第10条の規定により調停委員会又は仲裁委員会から鑑定を依頼された」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。